

報道資料

令和7年11月14日(金)
奈良県産業部 人材・雇用政策課
課長補佐 織田 健一
電話 0742-27-8834(内線 3571)
人材育成係 係長 津田 純也
(内線 3577)

奈良労働局職業安定部 訓練課
課長 田川 昭久
電話 0742-32-0234(内線 276)
課長補佐 中山 浩司
(内線 298)

「令和7年度第1回奈良県地域職業能力開発促進協議会」 を開催します

～人材育成に関する協議会を奈良県と奈良労働局が共同で開催します～

1 開催日時 令和7年11月21日(金) 10時00分～12時00分

2 開催場所 ホテル日航奈良 5階「天空」 奈良市三条本町8-1

3 議題 (1)令和6年度公的職業訓練の実績について
(2)奈良県地域職業能力開発促進協議会ワーキンググループにおける
訓練効果の把握・検証について
(3)今後の人材ニーズについて
(4)令和8年度奈良県職業訓練実施計画の策定方針について
(5)障害者委託訓練PDCA評価の報告について
(6)その他

4 構成員 別紙「奈良県地域職業能力開発促進協議会構成員一覧」のとおり

5 地域職業能力開発促進協議会について

令和4年10月1日に施行した改正職業能力開発促進法において法定化された職業訓練等に関する協議会であり、地域の関係者に参画いただき、

- ① デジタル化など、地域ニーズを反映した訓練コースの設定を促進するとともに、
- ② 訓練効果の把握・検証をしっかりと行い、訓練内容の改善を図ることなどを行うこととしています。

※会場設営の都合上、取材等でお越しいただく際には、令和7年11月18日(火)までに、奈良労働局職業安定部訓練課(0742-32-0234)あて御連絡いただきますようお願いいたします。

※写真撮影、ビデオ撮影、録音を行うことは出来ませんが、予めお申し出をいただいた場合は、会議冒頭の頭撮りに限って、写真撮影などを行うことが出来ます。

奈良県地域職業能力開発促進協議会構成員一覧

| 機関・団体等名 | |
|--------------------------------|----------------------------|
| 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体 | 独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構奈良支部 |
| | 奈良県専修学校各種学校連合会 |
| | 奈良県職業能力開発協会 |
| | 一般社団法人 全国産業人能力開発団体連合会 |
| | 奈良佐保短期大学 |
| 労働者団体 | 日本労働組合総連合会 奈良県連合会 |
| 事業主団体 | 一般社団法人 奈良経済産業協会 |
| | 奈良県中小企業団体中央会 |
| | 奈良県商工会議所連合会 |
| | 奈良県商工会連合会 |
| 職業紹介事業者若しくは特定募集情報等提供事業者又はその団体 | 株式会社 ジェイ・アライアンス |
| 学識経験者 | 大阪経済大学 教授 |
| 関係機関が必要と認める者 | 社会福祉法人 奈良県社会福祉協議会 |
| 行政機関 | 奈良県 |
| | 奈良労働局 |

(事務局)

奈良県産業部人材・雇用政策課
奈良労働局職業安定部訓練課

※今後、追加・変更となる可能性があります。

参考条文（職業能力開発促進法）

（協議会）

第十五条 都道府県の区域において職業訓練に関する事務及び事業を行う国及び都道府県の機関（以下この項において「関係機関」という。）は、地域の実情に応じた職業能力の開発及び向上の促進のための取組が適切かつ効果的に実施されるようするため、関係機関及び次に掲げる者により構成される協議会（以下この条において単に「協議会」という。）を組織することができる。

- 一 第十五条の七第三項に規定する公共職業能力開発施設を設置する市町村
 - 二 職業訓練若しくは職業に関する教育訓練を実施する者又はその団体
 - 三 労働者団体
 - 四 事業主団体
 - 五 職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第十項に規定する職業紹介事業者若しくは同条第十一項に規定する特定募集情報等提供事業者又はこれらの団体
 - 六 学識経験者
 - 七 その他関係機関が必要と認める者
- 2 協議会は、職業能力の開発及び向上の促進に有用な情報を共有し、その構成員の連携の緊密化を図りつつ、都道府県の区域における職業訓練及び職業に関する教育訓練の需要及び実施の状況その他の地域の実情に応じた適切かつ効果的な職業訓練及び職業に関する教育訓練の実施並びにキャリアコンサルティングの機会の確保その他の職業能力の開発及び向上の促進のための取組について協議を行うものとする。
- 3 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 4 前三項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

地域職業能力開発促進協議会

(令和4年10月施行)

国及び都道府県は、地域の関係者・関係機関を収集し、職業能力に関する有用な情報を共有し、地域の実情やニーズに即した公的職業訓練の設定・実施、職業訓練効果の把握・検証等を行う都道府県単位の協議会を組織する。

【構成員】 ①都道府県労働局 ②都道府県 ③公共職業能力開発施設を設置する市町村

・・・主催

④職業訓練・教育訓練実施機関（専門学校・各種学校、高齢・障害・求職者雇用支援機構、リカレント教育実施大学等 等）

⑤労働者団体 ⑥事業主団体

⑦職業紹介事業者（団体）又は特定募集情報等提供事業者（団体） ⑧学識経験者

⑨その他協議会が必要と認める者（例：デジタル分野の専門家、地方自治体の生活困窮者自立支援制度主管部局 等）

地域職業能力開発促進協議会の協議事項

①公的職業訓練における人材ニーズを踏まえた訓練コースの設定

⇒ ニーズを踏まえた精度の高い訓練を実施

地域の人材ニーズや検証を踏まえた
「地域職業訓練実施計画」の策定

訓練コースの設定

職業訓練機関等

職業訓練の実施

「地域職業訓練実施
計画」と実績とのミ
スマッチの検証

将来的に必要となるスキルも含
め、地域の詳細な人材ニーズの
把握

経済情報、労働市場情報、企業ニーズ等

キャリアコンサルティング、そ
の他の職業能力開発に関する取
組の共有

キャリアコンサルティング、リカレント教育等

②公的職業訓練における訓練効果の把握・検証 (協議会の下のワーキンググループで実施)

カリキュラ
ム等の改善

訓練効果の把握・検証

ヒアリング

採用企業

修了者

訓練機関

③地域の訓練ニーズを踏まえた教育訓練給付制度に
による訓練機会の確保等

指定講座の状況を踏まえ、訓練ニーズの高い分野等
における適切な訓練機会の確保等について協議

⇒ 協議内容の報告を受けた厚生労働省による業界団体
等を通じた訓練実施機関への指定申請勧奨等の実施に
より指定講座を拡大

⇒ 個別コースの質の向上を促進